

## 下妻市公告第 27 号

下妻市庁舎等総合管理業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により業務委託の事業者選定を行うので、下記のとおり公告する。

令和 4 年 8 月 10 日

下妻市長 菊池 博

### 記

#### 1 業務名

下妻市庁舎等総合管理業務委託

#### 2 業務内容

- (1) 統括管理業務
- (2) 保守・維持管理業務
- (3) 清掃業務
- (4) 夜間常駐業務
- (5) 環境衛生管理業務
- (6) その他の点検等業務
  - ① 自動ドア保守点検
  - ② シャッター保守点検
  - ③ 自家用電気工作物保安管理業務・非常用発電機保守点検
  - ④ 電話設備保守点検・ITV 定期点検
  - ⑤ 中央監視・自動制御保守点検
  - ⑥ 空調設備保守点検
  - ⑦ 給排水設備保守点検
  - ⑧ エレベーター保守点検
  - ⑨ 消防設備定期点検
  - ⑩ 防火設備定期点検
  - ⑪ 特殊建築物定期点検
  - ⑫ 建築設備定期点検
  - ⑬ 免震装置定期点検

- ⑭ 清掃業務
- ⑮ 夜間受付業務
- ⑯ 機械警備業務
- ⑰ 植栽管理業務

### 3 履行期限

令和5年4月1日から令和8年3月31日

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体の法人とし、次の(1)から(8)までの要件を全て満たし、かつ、(9)又は(10)のいずれかを満たしていること。

- (1) 下妻市物品製造(役務の提供)等競争入札参加資格審査有資格者であり、令和3年・4年度の本市入札参加資格者名簿(物品役務)に登載されていること。なお、本市入札参加資格者名簿(物品役務)に記載のない参加希望者は、参加表明書と併せて別途下妻市物品製造(役務の提供)等競争入札参加資格審査申請をすることができる。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (5) 自社の社員及び役員等が、下妻市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (6) 参加表明書の提出から当該案件の契約の相手方の選定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (7) その他法令の規定による指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第40号。以下「ビル管理法」いう。)第12条の2第1項第1号から第7号までに規定する事業の全て又は第8号に規定する事業の登録を受けている者であること。
- (9) 平成31年4月1日から本プロポーザル公告日までに、ビル管理法に規定する建築物環境衛生管理技術者の選任が必要で、かつ、関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)内の官公庁施設(国、地方公共団体の延床面積5,000㎡以上)の総合管理業務又は包括管理業務を元請けとして業務を完了した実績があること。なお、上記期間中に履行中の契約については本プロポーザル公告日時点において履行期間が1年を経過しているものを実績とみなす。
- (10) 茨城県内に本店、支店又は営業所を有すること。

※(9)総合管理業務とは、同一敷地内で一体となっている建物について、電気・機械等の設備管理、警備、清掃、衛生管理等の業務を一体的に管理し建物を長期的に維持できるよう複数年にわたり管理すること。

※(9)包括管理業務とは、総合管理業務を複数の施設で実施し全ての施設を包括的に管理すること。

## 5 審査方法

### (1) 1次審査

参加表明書の提出が3社を超えた場合、参加表明書と共に提出された業務実績届に記載された建物総合管理及び包括管理の実績を基に1次審査を行う。

### (2) 2次審査

事務局が算定する実績評価による評価点、委員会による提案書及びプレゼンテーション等の評価点を踏まえ、最も優れた提案者を最優秀提案者1者、次に優れた提案者を次点提案者1者として選定する。

## 6 書類の配布

下妻市公式ホームページ「<http://www.city.shimotsuma.lg.jp>」において配布する。

## 7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の要領で参加表明書及び業務提案書等を提出すること。

### 提出期間

令和4年8月10日（水）から令和4年8月29日（月）まで

### (1) 提出部数

実施要領のとおり

### (2) 提出方法

本件事務局へ直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、受付期間までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とすること。

## 8 その他

本プロポーザルの詳細は、下妻市庁舎等総合管理業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

9 問合せ先（事務局）

〒304-8501 茨城県下妻市本城町二丁目 22 番地

下妻市総務部財政課施設経営係 担当：山田・岩田・飛田・神藤

TEL：0296-43-2235（直通）

TEL：0296-43-2111（代表）内線 1343～1345

FAX：0296-43-4214

E-MAIL：[zaisei@city.shimotsuma.lg.jp](mailto:zaisei@city.shimotsuma.lg.jp)